

静岡県告示第339号

次のように人材確保・育成や就労環境の整備、多様な人材の活躍に関する事業所取組調査を行うので、静岡県統計調査条例（昭和32年静岡県条例第5号）第3条の規定に基づき告示する。

令和元年10月29日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

静岡県内に事務所を有する事業所における人材確保・育成や就労環境の整備、多様な人材の活躍に関する取組状況を把握するため

2 調査事項

- (1) 人手不足の状況に関する事項について
- (2) 人材戦略に関する事項について
- (3) 採用手法に関する事項について
- (4) 人材育成に関する事項について
- (5) 働き方改革に関する事項について
- (6) 年次有給休暇に関する事項について
- (7) 女性の活躍推進に関する事項について
- (8) 女性管理職の割合に関する事項について
- (9) 高齢者の活躍に関する事項について
- (10) 外国人の活躍に関する事項について
- (11) 育児休業に関する事項について
- (12) 所在地
- (13) 事業分類
- (14) 常用労働者規模
- (15) 採用・退職者数
- (16) 労働組合の有無

3 調査範囲

地域的範囲 静岡県全域

属性的範囲 静岡県内に事務所を有する常用労働者数が10人以上の事業所

4 調査期日

11月1日から11月30日まで

5 調査方法

郵送調査